

患 者 様 へ の お 願 い

病院長

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算について

当院では、医療 DX を推進する以下の取り組みを行っており、医療 DX を通じて質の高い医療の提供に務めております。

- オンライン請求を行っております
- オンライン資格確認を行う体制を有しています
- 電子資格確認を利用して取得した診療情報について、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています
- マイナンバーカードの健康保険証利用について、窓口でのお声掛け、ポスター掲示、ホームページでの案内を行っております
- 電子処方箋の発行、電子カルテ情報共有サービスの導入については、現在整備中です

診療報酬算定要件に伴い、令和 7 年 4 月 1 日より、下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

- 医療情報取得加算 ： 1 点
 ※ 再診時は 3 月に 1 回に限り算定
- 医療 DX 推進体制整備加算（初診時） ： 8 点～10 点
 ※ マイナ保険証の利用率実績に応じて、月ごとに変動いたします

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。
マイナ保険証を利用する場合でも、自治体独自の医療費助成等については、これまで通り資格証等の提示が必要となります。

いいたてクリニック